

## 美容医療の適切な実施に関する検討会報告書について



弁護士 徳田 安崇  
TEL. 03-6266-8934  
[yasutaka.tokuda@morihama](mailto:yasutaka.tokuda@morihama)



弁護士 川井 悠暉  
TEL. 03-5220-1865  
[yuki.kawai@morihamada.com](mailto:yuki.kawai@morihamada.com)



弁護士 川崎 佑太  
TEL. 03-5223-7765  
[yuta.kawasaki@morihamada.com](mailto:yuta.kawasaki@morihamada.com)

## I.はじめに

近年の社会的な価値観の変化により、美容医療の利用者の数は急激に増加し、2023年の医療施設調査によれば、いわゆる美容クリニックの数はこの3年間で4割増と科目別で最も伸び率を記録しています。これに伴い、美容医療に関する患者からの相談件数も増加しており、美容医療に関する有害事象等を防止するとともに、質の高い医療の提供を確保することが社会的な急務となっています。

こうした状況を受け、厚生労働省医政局は、2024年6月以降「美容医療の適切な実施に関する検討会」(以下「本検討会」)を設置しましたが、同検討会は同年11月にその成果として報告書(以下「本報告書」)を公表しました。

## II.本検討会における指摘及び検討

本報告書では、主に以下の3つの観点から美容医療に関する現状の課題を指摘し検討しています。

### 1. 医療の質の向上に関する指摘及び検討

本報告書では、美容医療に関する相談事例として、医師が患者に治療内容等に関して十分な説明や相談を実施していないケースや、医師の知見不足に起因する健康被害が生じたケース、問題が発生した後に適切な対応がとられていないケースが報告されています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

こうした問題の背景として、本報告書は以下のような課題を指摘しています。

## (1)医療機関における医療の質の向上に関する指摘

美容医療は、患者の期待値と結果の乖離が生じる場合や副作用・合併症発生リスクを伴うものであるところ、患者に十分な判断材料が提供された上で治療への同意を取得することが必要です。また、美容医療は傷病の治療とは異なり医療上の緊急性・必要性が低いことも考慮すれば、副作用・合併症発生の可能性を低くするための知識・技能の習得、及び発生後の事後対応体制の構築が重要です。

これらの点は、通常、医師の専門性や医療機関における体制構築に委ねられていますが、美容医療においては、医療の提供体制、研修・教育体制等が示された指針や業界における全般的・統一的ガイドラインが存在せず、また、各医療機関において医療の質を向上させる取組みを積極的に行わせる仕組みがないこと、行政の対応としても医療機関に対して網羅的かつ定期的に実態把握を行う仕組みがないことが指摘されています。

## (2)患者の医療機関の選択や問題発生時の相談に関する指摘

特に美容医療に関しては、患者の多くはインターネットや SNS 等の手段により情報を得ており、質の高い医療機関を選択するための正しい情報が行き渡っていないことや、合併症・副作用が発生した際に各医療機関に必要なアフターケアの対応を行わせる仕組みが存在せず、患者としても相談先の情報を十分に持っていないことが指摘されています。

## 2. 違法または違法の疑いがある行為に関する指摘及び検討

また、美容医療も医療である以上、当然、医師法等による規制が適用されます。しかしながら、美容医療に関して、無資格者による医行為の実施(無資格者による医療脱毛等の医行為、治療内容の決定及び診療)(医師法 17 条参照)や無診察診療(医師法 20 条参照)、診療録の作成義務違反(医師法 24 条参照)が報告されているほか、医師の指示がない診療補助行為(保健師助産師看護師法(以下「保助看法」)37 条参照)が報告されています。

このような問題の背景として、①行政による検査、指導の限界(行政機関が違法の疑いがある美容医療の実態を把握できていないこと、立入り検査・指導のプロセスが不明確であること、仮に検査を行っても診療録等の記載が不十分で実態把握が困難であること等)、②医療機関及び患者において、医事法制や消費者保護法制等の理解が不十分であること、③オンライン診療指針(「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成 30 年 3 月(令和 5 年 3 月一部改訂)厚生労働省))の不遵守(指針の法的位置づけが不明瞭であり、必ずしも遵守されていない事例が存在すること)が指摘されています。

### 3. 契約面の不適切事例に関する指摘及び検討

美容医療に係る診療契約は、診療内容や金額について医療機関と患者の間で自由に取り決め締結されるものですが、両者の間には治療内容やその費用の相場観、難易度等について大きな情報格差が存在し、結果として高額な診療契約が締結されやすい傾向にあります。加えて、医療機関及び患者において消費者保護法制に関する理解が十分でなく、また、患者が相談窓口スムーズにアクセスすることが困難な状況が存在します。

その結果、患者が想定していたよりも多くの費用が生じたケースや医療機関からの説明内容と異なる金額で契約を行っていた事例、解約を医療機関から拒否された事例等が報告されており、本報告書ではこうした不適切な契約の締結が美容医療の課題として指摘されています。

以上のように現状の美容医療においては様々な課題が存在し、本報告書では各課題に対して多角的にアプローチする対応策が提言されています。

## Ⅲ.課題に対する対応策の提言

### 1. 適切な美容医療が安全に提供されるようにするための対応策

前記Ⅱ.のとおり、本報告書においては、美容医療について、安全な医療を提供するための医療の質の担保に課題があることが指摘されていますが、現状では、そもそも行政として、美容医療を行う医療機関の実態を把握できていない問題があります。そのため、本報告書では、保健所等による指導・監視を実効的なものにしていく必要があるとの指摘がなされています。

具体的な対応策として、美容医療に係る報告・公表の仕組みを導入し、美容医療を提供する医療機関の管理者を対象として、当該医療機関における安全管理措置(医療法 6 条の 12)の実施状況、医師の専門医資格の有無、合併症や後遺症等の問題が起こった場合に患者が相談できる連絡先(連携先の医療機関を含む。)等について、年 1 回の頻度で、都道府県知事等に対して定期的な報告を求め、患者が相談できる連絡先等については都道府県知事が公表することが提言されています。

また、無資格者による医療脱毛等の医行為の実施(医師法 17 条参照)や、医師の指示がない状況下での看護師による医行為の実施(保助看法 37 条参照)といった、医師法や保助看法等への違反疑いのある事例が報告され、医師法や保助看法等に違反する行為か否かの該当基準、それらの事例に対する医療法に基づく立入検査等の可否・法的根拠並びに立入検査の実施プロセス及び調査の観点について明確化することが提言されています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

その他、保健所等による指導等の実効性を確保する観点から、患者の主訴や希望する処置といった各診療の実態を確認するために必要な内容を記載させることや、オンライン診療のルールの整理についても提言されています。このうち、オンライン診療については、2025年に予定されている医療法改正によって法制化される予定となっています(詳細は [Healthcare Law Updates ~2025年1月号~](#) をご参照ください)。

### 2. 美容医療の質をより高め、質の高い医療機関が患者に選ばれるようにするための対応策

このような行政による実効的な指導・監視に加えて、本報告書は、質の高い医療が提供されるためのルールメイキングのアプローチを検討するとともに、市場の競争原理を通じて美容医療の質を高めていく観点から、質の高い医療を提供している医療機関こそが患者に選ばれるよう必要な環境整備を行う必要性を示しています。

具体的には、公益社団法人日本美容医療協会といった業界団体に加え、公益社団法人日本美容外科学会(JSAS)、一般社団法人日本美容外科学会(JSAPS)等の関係学会等が検討に参画した上で、以下の内容を盛り込んだガイドラインを策定し、あるべき美容医療の姿を示すことが提言されています。

- 医事法制や消費者保護法制等の遵守すべき関係法令の内容及び明確な解釈
- 治療内容及び質の標準化(標準的な治療内容・手技、医療機関における医師数や経歴・専門性に関する事項、副作用や後遺症に関するリスクの説明方法、同意の取得方法、再治療や後遺症治療の方法、使用する医薬品、医療機器に関する事項等)
- 診療に関する記録として残しておくべき事項やその記載方法
- 有害事象発生時の対応(アフターケアの内容、紹介先医療機関との事前の合意・連携、(侵襲性の特に高い治療を行う場合について)急変時の体制の構築)
- 医師の指導・教育体制
- 契約締結時において最低限遵守すべきルール(契約書面に記載すべき内容、医師による説明内容、いわゆるカウンセラーとの役割分担、即日治療の原則禁止等)

さらに、適切な市場原理を働かせる観点から、実効的な医療広告規制のためにネットパトロールを強化するとともに、行政・関係団体・報道機関等による周知・広報を通じて、美容医療に関する国民の理解を促進することで、質の高い医療を提供している医療機関こそが患者に選ばれる環境整備に向けた取組みが提言されています。

## IV.おわりに

本検討会では、美容医療の患者や医療機関等を対象とした実態調査や関係者へのヒアリング等を踏まえ、現状の美容医療の課題について分析し、具体的な対応策の提言を行っています。その中には、新たな制度の導入や、業界団体等によるガイドラインの策定に関する提言も含まれており、本報告書の内容を踏まえ、今後の制度改正やガイドライン策定に向けた動きを注視していく必要があります。